

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
次年度以降の審議対象とする(②、③について)。	<p>① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。</p> <p>② 退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うこととした際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもパートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考えため、毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。なお、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することとし、平成23年度調査から実施している。</p> <p>③ 退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払い形態も複雑であることから、毎月勤労統計調査において、毎月、事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての調査は予定していない。</p>	<p>①実施予定 ②実施済 ③実施済</p>	<p>①当該検討会の報告書の内容を踏まえ、平成25年度中に結論を得る予定。</p>
	<p>○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における行政記録情報の活用等基礎資料の利用可能性について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。</p>	実施予定	平成25年度までに結論を得るべく検討を進めていく。
	<p>○ 平成24年9月に試験調査を実施し、調査結果の分析及び評価を行った。また、地方公共団体との検討会(2回)や経済センサス-基礎調査に関する研究会(1回)において、本調査の実実施計画策定に向けた検討を行った。</p> <p>○ 上記の検討結果等を踏まえ、平成26年経済センサス-基礎調査の実実施計画案を作成し、「経済センサス-基礎調査の変更」について、平成25年3月28日に統計委員会へ諮問した。</p>	実施予定	平成26年の実施に向けて準備を進めている。
次年度以降の審議対象とする。	<p>※平成23年度に以下の取組を実施した。</p> <p>○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的実施しており、平成23年度においても年4回の照会業務を引き続き実施した。</p> <p>○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。</p> <p>※上記取組を受けた平成24年度の対応</p> <p>○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的実施しており、平成24年度においても照会業務を引き続き実施した。</p> <p>○ 上記照会業務について、労働保険情報の照会対象と重複することを踏まえ、照会業務について、年4回から年1回の周期として実施する見直しを行い、労働保険情報に基づく既照会済み対象を除外した上で、実施した。</p>	実施済	—
	<p>○ 労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より、本格的に開始した。</p> <p>○ また、当該情報及び商業・法人登記簿情報に基づく照会結果の活用に関するスキームを構築した。</p> <p>なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。</p>	実施済	—
	<p>○ 平成23年3月に策定した整備方針に基づき、優先的に記録する統計調査結果(各府省で実施している21の統計調査)については、各種行政記録情報(労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報)と併せて、毎年度整備・提供する最新の母集団情報に活用することとした。</p> <p>なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。</p>	実施済	—

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<p>○ EDINET情報については、企業ごとに有価証券報告書に記載されている財務諸表の科目が相違しており、全ての科目についてビジネスレジスターへデータの記録をするには相当の作業量が発生することが判明した。</p> <p>このことから、従業員数、売上高、総費用、売上原価、資本金など経済センサスと共通する項目についてはビジネスレジスターに記録することとした。</p> <p>なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。【総務省】</p> <p>○ 総務省と打ち合わせを行い、ビジネスレジスターへの記録状況、記録項目、提供時期等について確認を行った。</p> <p>その結果、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。【財務省】</p>	実施済	—
	<p>○ 整備方針に基づき、平成25年1月以降、知的財産活動調査(特許庁)の対象となる企業出願人の情報に対して継続的に照合作業を実施し、知的財産活動調査結果名簿に対して、共通事業所コードを付与することで対応することとした。</p>	実施済	—
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p>	<p>○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。</p>

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
<p>次年度以降の審議対象とする。</p>	<p>○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 平成22年4月26日 第2回 同 12月9日 第3回 平成23年3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更)</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に同検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>(指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費を始めとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>上記「厚生労働統計の整備に関する検討会」の検討結果におけるSHAの質の担保に貢献するため、平成22年度国民医療費の作表において推計方法の全面的な再検討を行うとともに、把握可能な資料を元に推計することにより統計の精度向上及び結果の拡充を図った。</p> <p>【主な改善内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般診療医療費」を「医科診療医療費」と「療養費等」へ細分化 ・「公費負担医療給付費分」の「その他」から「児童福祉法」、「特定疾患治療研究費」及び「地方公共団体単独実施」を細分化 ・「高額療養費」の支給金額の推移表を追加 ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る医療給付費を公費負担分と事業主負担分に分割計上 ・「被用者保険」の被保険者、被扶養者、高齢者別の推計について、「健康保険・船員保険事業年報」の支払確定額を活用 ・国家公務員災害補償法の適用外となる特別職の防衛省職員及び裁判所職員の災害給付を新たにデータソースとして活用 ・従来は保険給付額(7割分)のみで全体を推計していたが、医療費総額(10割分)が入手可能となったため、医療費総額(10割分)と保険給付額(7割分)を活用する推計方法に変更 ・従来は、医科診療医療費の「病院」、「一般診療所」別の推計に1ヶ月分の支払額により推計を行っていたところ、年間の支払確定額を用いる推計方法へ変更 	<p>実施済</p>	<p>—</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。
	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と統合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと統合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
	○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。
	○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
(7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
	○ 現在の我が国の国民経済計算において資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、格付の整理や恒久棚卸法による対応可能性の検討を引き続き実施した。	実施予定	平成25年度末までに、現行の我が国の国民経済計算の拡張として対応可能な範囲およびその試算値等を整理し、次回基準改定(平成28年目途)での対応方針について結論を得る予定。
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	○ 2008SNAに対応した資本サービス投入量については、次回基準改定(平成28年目途)に向け、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
実施済は妥当。			
	○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度より公表された建築物ストック統計の推計結果について、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	○ 既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性については、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
	○ 企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法については、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 指数の基準改定の客観性及び各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目標として実施する。
	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。
イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
実施済は妥当(一部のみのみ)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成24年度調査の結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。
次年度以降の審議対象とする。	○ 通信利用動向調査については、平成22年度から調査対象数を増やし、世帯調査の都道府県別表章や情報通信分野の利用実態に即したきめ細やかな分析が行えるよう、必要な標本数を確保した調査設計としている。また、平成22年調査及び平成23年調査において都道府県別の表章を実施し、調査結果を公表(平成23年5月18日及び平成24年5月30日)するとともに情報通信白書等に掲載した。	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ※平成23年度に以下の取組を実施した。 ○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成23年9月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。 	実施済	—
	○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について、総務省及び経済産業省で検討した結果、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査から得られる知的財産活動データ、法人企業統計調査及びEDINET情報から得られる財務データについて、経済センサス-基礎調査から得られる企業グループ情報及び共通事業所コードを用いて相互に活用することで、分析が可能になるとの結論を得た。	実施済	—
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年経済センサス-基礎調査(平成23年12月確報公表)の結果で把握した純粋持株会社の全てを対象として、常時従業者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報及び収益内訳等を調査することについて検討した結果、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施することとした。 ○ また、その結果を平成26年実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせて、持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討する。 	実施予定(一部)及び実施可能(一部)	平成25年純粋持株会社実態調査については、平成25年夏に調査を実施し、調査結果の公表は年度末を予定している。
実施済は妥当。			

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<p>○ 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。</p> <p>就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】</p> <p>○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。</p> <p>(1)雇用動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 ・ 平成24年雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。) <p>(2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・ 21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 ・ 中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等【厚生労働省】 	実施済	—
	<p>○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。</p> <p>○ 21世紀成年者縦断調査は平成24年度に新たなコーホートを追加し、平成24年11月に調査を実施した。</p>	実施済	—
実施済は妥当。			
	<p>○ 基本計画に例示された集計項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査(基準調査日)を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する集計項目を追加した。</p> <p>作成時期の見直しについては、現行の転出入の多い時期以外に変更すべく、地方公共団体の意見も踏まえ、1月1日とすることとした。</p> <p>なお、変更の時期は平成26年3月31日現在の調査より変更することとし、平成25年3月29日付けで局長通知の改正を行った。</p>	実施済	—
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成25年中に結論を得る。
	○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連:国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	平成21年中に結論を得る。
	○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
次年度以降の審議対象とする。	<p>※平成23年度に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度に個計化の状況を把握するためのアンケートを実施。この結果、世帯における家計簿記入者の世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」及び「把握可能」であるとの回答が全体の9割以上であった。 ○ 上記のアンケート結果を踏まえ、有識者等を含む家計調査等改善検討会（平成23年6月2日開催）において、家計調査では現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能との結論を得た。 ○ 今後は家計調査の精度の維持・向上を図るため、調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努める。 ※上記取組を受けた平成24年度の対応 ○ 調査票の記入例に注意喚起の文言を盛り込むなど、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努めた。 	実施済	—
実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国単身世帯収支実態調査の調査結果の分析、平成21年全国消費実態調査との統合方法の検討を行い、平成23年12月に平成21年全国消費実態調査との統合集計結果を公表した。 平成24年度は、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について、家計調査等改善検討会などで検討を行い、平成26年調査においてもモニター方式による調査を実施するという結論を得た。 	実施済	—
実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 	実施可能	今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年9月から平成24年11月までの間、有識者等を構成員とする「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」（計6回開催）にて所要の検討を行い、その検討結果をもって、平成24年11月に統計委員会に諮問し、平成25年2月に答申を得た。 	実施済	—
次年度以降の審議の対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等の実施により明らかとなった課題への対応策について検討し、平成24年度調査から客観的な基準の設定部分等について改善を図る予定。 〔具体的検討〕 <ol style="list-style-type: none"> 1 計上の仕方を分かりやすくすることにより、より客観的な調査にするため、調査票の注記の例示を増やすとともに、注記の記載を分かりやすくする。 2 いじめについて、緊急調査の際に認知件数の地域差が大きかったことを踏まえ、いじめアンケート実施状況や頻度の有無など、調査項目を追加する。 	実施予定	平成24年度調査を平成25年5月から実施予定であり、その際に、平成24年度に検討したことを実施予定である。
実施困難は妥当。			
総務省（統計局）、厚生労働省の実施済は妥当。国土交通省は次年度以降の審議対象とする。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船員は、労働環境の特殊性から、賃金決定の際、重要視されるのは「学歴」ではなく「海技免許の資格」等の区分であることから、一般的に学歴と賃金の間に、ある程度の関連性が認められる陸上労働者との「学歴」を基準とした比較は困難であり、報告者負担の観点も含め、「学歴」は追加しないこととした。【国土交通省】 	実施困難	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。	文部科学省	平成25年中に結論を得る。
	○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。
	○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。
	○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるような努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。
	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施について、他省庁、大学等との協力・連携を含め、調査手法、調査内容の検討を行うため、昨年11月に文部科学省において「学校から社会・職業への移行」に係る縦断調査に関する検討会」を設置して、計4回の検討を行った。	実施予定	左記の検討を引き続き行った上で、調査の実施の在り方についての結論を得る。
	○ 外部有識者で構成する「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」での検討により、塾への通塾頻度は厚生労働省『21世紀出生児縦断調査』においてすでに調査を行っているため、進路希望について附帯調査を実施するとの結論を得た。また、高等学校の保護者については回収率が減少していることから、本体調査の見直しとして調査対象数の増加を検討することとした。	実施予定	左記の結論を平成26年度調査に反映できるよう調査計画変更の承認申請を行う予定である。
次年度以降の審議対象とする。	○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2013年3月に「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。	継続実施	統合レポートの内容を踏まえ、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を引き続き行っていく予定。
	○ 平成25年2月に温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見も踏まえ、算定方法の精緻化を図った(平成25年4月に、精緻化された算定方法によって算定された平成23年度温室効果ガス排出量を公表し、気候変動枠組条約事務局にも提出)。 また、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計の整備のため、平成24年7月に総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査」を開始した(平成25年9月まで調査を実施し、その後成果をとりまとめ、公表する予定)。同調査の進め方等については、専門家からなる検討会を開催する等、平成28年度の統計調査の本格実施に向けた準備を進めた。 ○ 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関し、関係府省と協力して情報収集を行い、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」として公開した。	継続実施(一部)及び実施可能(一部)	家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施に向けて継続的に試験調査や検討を行う予定。
実施済は妥当。			
	○ 新エネルギーなど再生可能エネルギーに関する統計を整備する際のスキームについて検討した。 具体的には、統計に必要な事業情報の効率的な収集を可能とするため、電気事業者等に義務付けられている報告内容の改善についての検討や、平成24年7月に開始した固定価格買取制度に基づき収集するデータの精査を行った。【資源エネルギー庁】	実施予定	引き続き、再生可能エネルギーの導入量の推計方法の検討を行い、統計の整備の在り方や手法について、その必要性を確認の上、平成25年度末までに結論が出せるよう検討する。【資源エネルギー庁】
	○ 総合エネルギー統計における基礎統計の提供元である各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ早期化を図っているところ。24年度は例年よりもエネルギー需給バランスの確認に時間を要したものの、前年度と比較して早期化が図れた。【資源エネルギー庁】 ○ 東京電力福島原子力発電所事故に伴う、放射性物質汚染による出荷制限等の影響による茨城県及び栃木県における調査票の回収が遅延したため、平成24年度は、前年度と同日(10月3日)の公表であった。【林野庁】	継続実施	—
次年度以降の審議対象とする。	○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 ○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。	実施済(一部)及び継続実施(一部)	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
(6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的なニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	○ 環境分野分析用産業連関表(環境IO)作成要領に従って、試行版である平成17年版環境IOの作成に着手した。統合大分類レベルの環境フロー表及び取引基本表における処理部門を作成し、課題を抽出した。	実施予定	基本分類レベルの環境フロー表の作成及び取引基本表の部門の細分化に取り組む。
	○ 「地図で見る統計(統計GIS)」の利用のため、環境統計のデータフォーマット変換手順等を整理した。	実施予定	今後も整備について検討を行う。
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	○ ビジネスレジスターが運用開始されたことから、事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースそれぞれの収録情報を接続することについて技術面、費用対効果、有用性等について検討を開始した。	実施可能	両データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。
	○ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供した。	実施予定	今後も、引き続き、提供していく予定。
	○ 在留外国人統計及び出入国管理統計に係る国籍、入国(在留)目的等の項目を拡充することとし、平成25年1月分の出入国管理統計(月報)から、国籍を拡充した統計表を公表した。	実施済(一部)、実施可能(一部)及び実施予定(一部)	在留目的等の項目を拡充した在留外国人統計を平成25年末までに公表予定(出入国管理統計(年報)については、国籍及び入国目的等の項目を拡充したものを平成26年末までに公表予定)。
実施済は妥当。			
	○ 労働力調査において、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇を無期と有期に分割し、平成25年1月から調査を実施した。 また、平成24年就業構造基本調査において、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数を追加し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行った。今後についても、総務省における取組を参考に、関係する統計調査において必要な対応について機会を捉えて検討する。 ○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るよう努めていく。【以上厚生労働省】	実施済	—
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
	○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度までを目途に結論を得る。
(9) その他	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。
	○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成24年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。
	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成21年度から具体的検討を開始する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	○ 雇用・賃金福祉統計課において雇用創出・消失指標を推計し、平成24年9月12日に公表した。	実施済	—
	○ 平成25年1月よりビジネスレジスター(事業所母集団データベースシステム)の運用が開始されたことから、順次、共通事業所コードの付与及び保持を行う。	実施済	—
	○ 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。	実施済	—
	○ 「雇用失業統計研究会」において検討し、「フローデータの基幹統計としての集計・公表は慎重であるべきである」との結論を得た。	実施済	—
総務省(統計局)の実施済は妥当。			
	○ 四半期ごとに実施している労働経済動向調査(30人以上、公務を除く12大産業)において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施している。【厚生労働省】	実施済	—
	○ 平成22年国勢調査では、東京都においてインターネットを用いた回答方式を導入するなど、調査結果の精度向上に向けた取組を実施し、平成23年度には、調査実施状況の概要を取りまとめた。 ○ 平成27年国勢調査についても、平成23年度から有識者を含めた検討会を開催し、円滑な実施に向けた検討を開始。 ○ 平成24年度においては、第1次試験調査を実施し、諸外国による事例を参考にインターネットによる回答を推進するための調査方法等を検証。	実施可能	平成25年度は第2次試験調査を実施し、モバイル端末にも対応したインターネット回答の仕組みの構築やインターネット回答の推進に伴う円滑な事務処理方法について実地に検証を予定。
実施済は妥当。			
次年度以降の審議対象とする。	○ 平成24年度における取組実績なし(平成23年度において調査票内容の整理等、回収率向上のための諸対策を取ることで、精度向上を図っている。)	実施済	—
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省（農林水産省、国土交通省、厚生労働省等）	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<p>○ EDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を21年度から開始している。この中で、総務省へビジネスレジスターに収納するためのシステム開発に関する検討結果を確認したところ、①XBRL化されたEDINET情報の経理項目と各科目とのタグの関連付け、②企業の勘定科目と調査項目の関連付け(新規企業については新たに分析の必要、かつ既存提出企業についても科目変更に伴う見直しの必要性が随時発生する)③企業間における科目の関連付け等に相当の作業量が発生することが判明したとの情報を得たことから、今後、財務省においても独自に集計システムの改修を行うことは困難であるとの結論に達した。</p> <p>ただし、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。</p>	実施済	—
	<p>○ 平成23年度に、財務省、国税庁及び経済産業省の3省庁間で、経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は、申告者の単位、項目概念の相違、電子データ化の状況により、実施困難との結論に至った。</p> <p>しかしながら、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた、検証を行うべきとの統計委員会の指摘により、今年度は検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、3省庁間で検討を行った。【財務省、国税庁及び経済産業省】</p>	実施予定	地域や業種を限定して作成したオーダーメイド集計の形態による税務データの集計表を基に、経済センサス活動調査への活用の可能性について検証し、25年度中に結論を得る予定。
厚労省の実施済は妥当。			
	<p>○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】</p>	実施済	—
	<p>○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】</p>	実施困難	—
	<p>○ 調査計画を策定する際に検討を行っているが、平成24年度に新たに活用した事例はない。【総務省】</p> <p>○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。</p> <p>○ 社会医療診療行為別調査及び医療費の動向調査について、平成23年度に引き続き行政記録情報を活用し、統計作成を行った。また、平成24年度は地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設調査)、消費生活協同組合(連合会)実態調査、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について行政記録情報を活用し、調査を行った。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行い、平成24年度は、農業協同組合及び同連合会等一斉調査(一般統計調査)において一部の調査項目を行政記録情報で代替することとし、調査を行った。【農林水産省】</p> <p>○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】</p> <p>○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】</p> <p>○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】</p>	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省】	継続実施	—
	〔各府省ともに、平成24年度における該当事例はない。〕	継続実施	—
会議の設置は実施済、会議における検討は継続実施という自己評価は妥当。	○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度及び平成23年度に引き続き、平成24年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	—
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、住宅・土地統計調査及び漁業センサスにおけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省】 ○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した2件の民間委託(住宅・土地統計調査、漁業センサス(コールセンターによる照会対応))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】	継続実施	—
実施済は妥当。			
	○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下「民間事業者活用WG」という。)を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始し、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、平成24年4月6日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。今後は、品質保証ワーキンググループによる統計の品質(プロセス保証)の検討状況を踏まえつつ、民間事業者における統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法について、引き続き、検討を行っていく。	継続実施	—
	○ 各府省と統計調査業務に関係する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を平成25年2月に開催し、民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果等を検証するために重要な入札及び受託業務の履行についての意見交換を行い、今後の民間事業者の活用を行っていく上での基礎資料として活用。今後も民間事業者の団体との意見交換等を毎年開催し、民間事業者の活用効果の検証等を行っていく。	継続実施	—

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。
イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。	各府省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループで専門家集団を編成することについての可否を含めて検討を行った結果、専門家集団を編成することは、現状においてニーズや編成を行うための要員の確保する余裕・見込みがなく、新たな統計調査の実施や統計の実施に際しては、各府省における研究会の開催を通じて有識者の知見等が活用されているところであり、専門家集団を編成することは現実的ではない。しかしながら、専門家集団を代替するものとして、既存の組織・機能及び再任用職員等の活用という方向で検討を進めていく。 	実施困難	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点を踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】 ○ 平成24年就業構造基本調査の実施に際し、一部地域(県庁所在都市、政令指定都市、人口30万以上都市)に対し、インターネットを用いた回答方式を導入。【総務省】 ○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めた。 平成24年度から保健師活動領域調査(活動調査)及び被保護者調査において報告をオンラインで実施し、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査において調査票の一部をオンラインで実施した。【厚生労働省】 ○ 既存統計を見直す際は、行政ニーズなどを踏まえつつ、報告者の負担軽減等の観点でも検討を行っている。【農林水産省】 ○ 平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査と商業統計調査について、総務省と連携の上、両調査を同時実施する体制の構築や調査内容の見直しを行い、報告者負担の軽減、事務の効率化を図った。 ○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行った。 ○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、ニーズのある新規品目を追加し、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した(1,666品目→1,644品目)。【以上経済産業省】 ○ 既存統計について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。【国土交通省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成25年度予算に計上。【総務省】 ○ 「統計データの有効活用の推進」に必要となる経費等を平成25年度予算に計上。【文部科学省】 ○ 平成24年度においては、国民生活基礎調査に関する分析のための国民生活基礎調査統計分析専門官(1名)と21世紀成年者縦断調査の新たなコーホート追加に伴う係長(1名)を平成24年10月から設置した。 ○ 平成25年度においては、WHO国際統計分類協力センター業務に関する体制強化のために国際統計調整官を1名、人口動態死因基本分類の管理に係る体制整備のために、死因基本分類管理専門官1名及び死因基本分類管理係長1名が平成25年10月から定員として認められた。【以上厚生労働省】 ○ 基本計画に定められた具体的取組に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成25年度予算を確保した。【経済産業省】 	継続実施	—

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<p>○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】</p> <p>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】</p> <p>○ 統計研修所においては、平成24年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を踏まえて、平成25年度研修計画において、「PCを用いた統計入門」及び「一般職員課程」の実施回数をそれぞれ増加させることとした。</p> <p>○ 平成25年2月から3月にかけては、地方公共団体における統計活動の実態把握を行うとともに、同年3月には外部有識者との意見交換を行い、時代やニーズに合った研修の実施に向けた研修体系全体の見直しを進めた。</p> <p>総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけしており、引き続き働きかけを行っていく予定。 ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。 ・ さらに、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。【以上総務省】 <p>○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】</p> <p>○ 人員数については業務ごとに適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 計画的な研修の実施に努めており、平成24年度については、受講者数は108人(前年度151人)であった。また、24年度は33人が総務省統計研修所の研修を受講した。</p> <p>○ 統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【以上農林水産省】</p> <p>○ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成24年度には計16講座を実施した。</p> <p>○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【以上経済産業省】</p>	継続実施	—
次年度以降の審議対象とする。	<p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。</p>	実施済	—

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ウ 各府省の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。 	総務省	平成22年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。 	各府省	平成21年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。 	関係府省	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記により難しく、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。 	総務省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成24年6月)に、統計リソースWGの場を活用して、平成25年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。また、各府省のニーズも踏まえ、歳出予算概算要求書の提出後(平成24年10月)に開催した統計リソースWGにおいて、要求実績に係る情報共有等を実施。 ○ 各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを活用し、平成24年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施しているところ。 ○ また、各府省が次年度に実施予定の統計事業の事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成24年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図っているところ。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省及び経済産業省において、平成26年に実施する「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成26年商業統計調査」の同時実施に向けて、「平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査」を実施。 ○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成24年2月に実施された「経済センサス-活動調査」について、平成25年1月に速報を公表した。 ○ 総務省・経済産業省共管の一般統計調査として、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を開始。平成24年5月に第3回「情報通信業基本調査」を実施し、平成24年10月31日に速報、平成25年3月22日に確報を公表した。【以上総務省及び経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の調査のサーベイをふまえ、被災自治体の復興状況の把握が可能となる指標の設定、指標データの収集、整理を行うことで、被災自治体が自らの復興状況を把握するための統計データ等の基礎的なプラットフォームを構築し、各自治体が活用できる情報等の提供を行った。【復興庁】 ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳人口移動報告について、住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。 ・ 平成24年就業構造基本調査について、岩手県、宮城県及び福島県における、東日本大震災の仕事への影響に関する速報値の公表を行った。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」における検討の結果、調査事項に震災に伴う転居、震災前の住居、震災の影響による改修工事等の状況を追加。【総務省】 ○ 平成24年度においては、「東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説)」を更新するとともに、新たに「平成23年被災市町村別農業産出額」を公表。 ○ 東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況について、平成25年3月11日現在の状況確認を実施。平成25年度公表予定。【以上農林水産省】 ○ 平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)や津波浸水地域における鉱工業事業所の生産額試算等について、毎月更新を行い、東日本大震災関連の統計のホームページにおいて公表している。【経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。 	継続実施	—

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年就業構造基本調査について、コールセンターの設置によって、実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【総務省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 ○ 平成24年は漁業センサス試行調査及び農林業センサス試行調査を実施。両調査とも調査を実施する市町村を絞り込み実施。【農林水産省】 ○ 経済センサス活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施した。 ○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行い、計画案を作成した。【以上経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。 また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成24年度についても、25年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、25年3月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乘せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省】 ○ 平成23年度学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、市町村別集計を公表した。(平成24年6月)【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持している都道府県統計専任職員の平成24年度における定数は前年度と同数の1,839人を確保したが、委託費の基準単価を国家公務員の人件費割で積算していることから、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律による給与減額支給措置が適用された。 ○ また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。 なお、平成24年度始めに開催したブロック別統計主管課長会議(政策統括官実施)において、統計データの政策等への活用等、統計調査の具体的な利活用の状況等について意見交換を行った。 	継続実施	—

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。
(3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。 なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 ○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<p>○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定。平成24年度は、これまでの取組の進捗を見守っているところ。</p> <p>また、従前から、統計調査員手当について、単価の統一要求を行うよう関係府省間の調整を図っており、本年度も実施。</p>	継続実施	—
	<p>○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) <p>※ 版下を地方公共団体に提供</p> <p>○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省】</p>	継続実施	—
実施済は妥当。			
	<p>○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】</p> <p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、他省の統計関係部局や利用部局と幅広く人事交流を行った。特に統計審査業務を担当する職員については、すべて10年以上の公務員歴を有する者を配置した。</p> <p>○ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。</p> <p>○ また、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。</p> <p>○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】</p> <p>○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】</p> <p>○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成24年度に計16講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【経済産業省】 	継続実施	—